

○国土交通省告示第 号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和五年国土交通省告示第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを加える。

改正後（案）	改正前
（総則） 第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）<u>第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）</u>第七条第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、<u>対面による点呼と同等の効果</u>を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。 （用語） 第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 一 遠隔点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、<u>遠隔地</u>にいる運転者等に対して行う点呼をいう。 二・三 （略） （点呼に使用する機器の種類） 第三条 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） （遠隔点呼の実施）	（総則） 第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）<u>第二十四条第一項及び第二項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）</u>第七条第一項及び第二項の規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、<u>国土交通大臣が告示で定める要件を満たす方法</u>により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。 （用語） 第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 一 遠隔点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、<u>遠隔の営業所又は車庫</u>にいる運転者等に対して行う点呼をいう。 二・三 （略） （点呼に使用する機器の種類） 第三条 <u>運輸規則第二十四条第一項及び第二項並びに輸送安全規則第七</u>条第一項及び第二項の国土交通大臣が告示で定める要件を満たす機器は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） （遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等がいる自社営業所又は自社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所との間（以下「遠隔点呼実施地点間」という。）において行うことができるものとする。

- 一 自社営業所又は当該営業所の車庫
- 二 完全子会社等の営業所又は当該営業所の車庫
- 三 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

（遠隔点呼機器の機能の要件）

第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 七 （略）

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

(1)・(2) （略）

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

(4) 遠隔点呼の日時

(5)・(12) （略）

(13) 第四条第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所

(14) （略）

ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項

(1)・(2) （略）

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業

第四条 遠隔点呼は、次に掲げる二地点間（以下「遠隔点呼実施地点間」という。）において実施することができるものとする。

- 一 自社営業所と当該営業所内の車庫との間
- 二 自社営業所の車庫と当該営業所内の他の車庫との間
- 三 自社営業所と他の自社営業所との間
- 四 自社営業所と他の自社営業所内の車庫との間
- 五 自社営業所内の車庫と他の自社営業所内の車庫との間
- 六 自社営業所と完全子会社等の営業所との間
- 七 自社営業所と完全子会社等の営業所内の車庫との間
- 八 自社営業所内の車庫と完全子会社等の営業所内の車庫との間

（遠隔点呼機器の機能の要件）

第五条 遠隔点呼機器は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 七 （略）

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイ及びロに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

(1)・(2) （略）

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

(4) 遠隔点呼の実施日時

(5)・(12) （略）

(新設)

(13) （略）

ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項

(1)・(2) （略）

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業

用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別で
きる記号、番号等

(4) 遠隔点呼の日時

(5) 点呼の方法

(6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検
知器による測定結果及び酒気帯びの有無

(7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検
知器使用時の静止画又は動画

(8) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、
睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない
おそれの有無についての確認の結果

(9) 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(10) 運転者等が点呼を受けた場所

九 十一 (略)

(遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満
たすものでなければならない。

一 (略)

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第四条各号に掲げ
る場所以外での遠隔点呼の実施を防止するため、ビデオカメラその
他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の
全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。

三・四 (略)

(遠隔点呼実施時の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げ
る事項を遵守しなければならない。

一 四 (略)

五 遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の

九 十一 (略)

(遠隔点呼機器の運用上の遵守事項)

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件は、次のとおりと
する。

一 (略)

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で
の遠隔点呼の実施を防止するため、遠隔点呼実施場所の天井等に監
視カメラを備え、運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者等の全
身を随時、明瞭に確認することができること。

三・四 (略)

(遠隔点呼機器の運用上の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うにあつては、次
に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 四 (略)

五 遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の

業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

七 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

八 十 (略)

十一 遠隔点呼を行う運行管理者等は、第四条第三号に掲げる場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

(業務後自動点呼の実施)

第八条 業務後自動点呼は、次に掲げる場所において、業務後自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

一 運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫

二 運転者等が従事する運行の業務を終了した場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあつては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければなら

ない。

一 十 (略)

業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等が所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

七 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

八 十 (略)

(新設)

(業務後自動点呼の実施)

第八条 業務後自動点呼は、事業者の営業所又は当該営業所の車庫において、当該営業所に所属する運転者等に対し行うことができるものとする。

(新設)

(新設)

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 自動点呼機器の機能の要件は、次のとおりとする。

一 十 (略)

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ又 (略)

ル 第八条第二号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所

ヲ (略)

十二～十四 (略)

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十条 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第八条各号に掲げる場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が業務後自動点呼を受ける運転者等の全身を業務後自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認することができること。

(業務後自動点呼実施時の遵守事項)

第十一条 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

三 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

四～九 (略)

十 自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十一 (略)

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ又 (略)

(新設)

ル (略)

十二～十四 (略)

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十条 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で業務後自動点呼が実施されることを防止するため、業務後自動点呼実施場所の天井等に監視カメラを備え、運行管理者等が、業務後自動点呼を受ける運転者等の全身を常時又は業務後自動点呼実施後に、明瞭に確認することができること。

(自動点呼機器の運用上の遵守事項)

第十一条 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

三 事業者は、所定の場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

四～九 (略)

十 自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十一 (略)

十二 業務後自動点呼を行う運行管理者等は、第八条第二号に掲げる場所において運転者等が業務後自動点呼を受ける場合にあつては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で業務後自動点呼を受けていることを、当該業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

(新設)

附 則

この告示は令和六年四月一日から施行する。